

財務諸表等承認の適否に係る評価委員会意見(案)

1 財務諸表関係

区 分	項 目	事 務 局 確 認
法準拠性	提出期限は遵守されたか。	6月30日に提出済み。(期限は6月30日)
	必要な書類は全て提出されたか。	地独法、県規則、会計基準に示す書類がすべて提出されている。
	監事の監査報告書において、特に考慮すべき意見はないか。	承認にあたり、特に考慮すべき意見は記載されていない。
表示内容の適正性	記載すべき事項について、遺漏はないか。	遺漏なし。
	計数は整合しているか。	整合している。
	書類相互間における数値の整合性は取れているか。	書類間の整合性は取れている。

2 積立金繰越関係

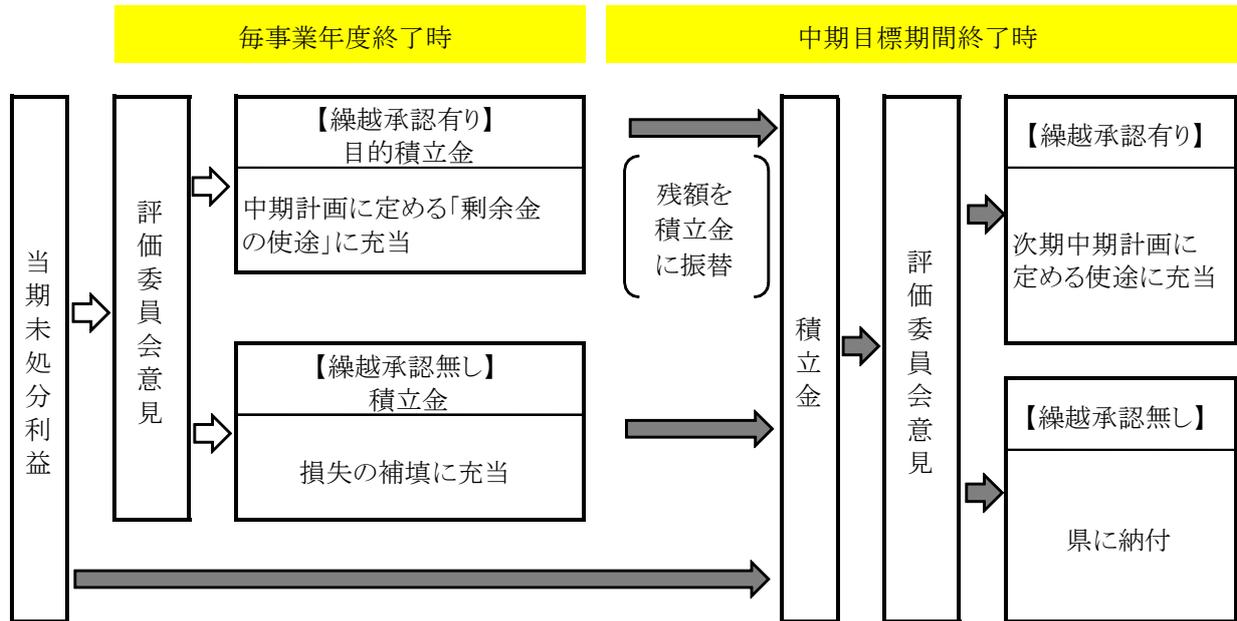
(1) 承認の適否にかかる視点

項 目	事 務 局 確 認
損失の処理が不要であるかどうか。	損失処理は不要。
中期目標全体の達成状況は、「標準(B評価)」以上であるか。	中期目標全体の達成状況は、「十分達成(A評価)」である。
中期計画の細項目別評価において、明らかな業務怠慢により「未達成(評点1)」となった項目がないか。	なし。

(2) 自己収入の増加及び経費の効率化に係る法人の具体的な取組

- ① 使用料・手数料等の増収
- ② 外部研究資金における直接・間接経費の確保とその活用
- ③ 適切な予算執行の徹底

【参考：利益処分の概念図】



平成 26 年 月 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

地方独立行政法人山口県産業技術センター
評価委員会委員長 三浦 房紀

意見書（案）

平成 26 年 6 月 30 日付け平 26 新産業振興第 96 号により照会のありました地方独立行政法人山口県産業技術センターの平成 25 年度に係る財務諸表及び積立金の繰越に関する地方独立行政法人山口県産業技術センター評価委員会の意見は、下記のとおりです。

記

- 1 平成 26 年 6 月 30 日付け平 26 山産技第 119 号により地方独立行政法人山口県産業技術センターから山口県知事に対し承認申請があった財務諸表については、申請のとおり承認することが適当である。
- 2 平成 26 年 6 月 30 日付け平 26 山産技第 120 号により地方独立行政法人山口県産業技術センターから山口県知事に対し承認申請があった積立金の繰越については、申請のとおり承認することが適当である。